

せいかつ こま
生活に困ったときはまず
そう だん
ご 相 談 く だ さ い

けんぽう じょう せいぞんけん ほしょう
憲法25条であなたの生存権が保障されています

せいかつ ほ ご
生活保護Q&A

しんき しんせいしゃよう
新規申請者用

- あなたの世帯の担当員は です。
 - あなたの世帯の民生委員は
- 住所 奈良市
氏名
電話 () です。

な ら し ふくしぶ ほ ご か
奈良市福祉部保護課

な ら シ に じ ょ う お オ じ み な み い つ ち ょ う め ば ん ご ら で ん わ
奈良市二条大路南一丁目1番1号 電話 0742-34-4757

Q1 生活保護はどんな制度ですか？

A1 すべての国民が健康で人間らしく暮らせるよう、国が保障する制度です。

●日本国憲法第25条で「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定められています。これを「生存権」といい、基本的人権のひとつです。生活保護は、病気や高齢、働き手の死亡など様々な事情で生活に困ったとき、足りないところを補い、自分の力や他の方法で生活できるように援助をする制度です。

Q2 保護を受けるにあたってしなければならないことはありますか？

A2 今の生活を支えるための努力をしてください。

●預貯金などを生活費にあててください。また、親族から援助を受けられる方はその援助を受けるようにし、働く人は能力に応じて働いてください。年金や手当等を受けられる方は受けしてください。
(手当等については、奈良市役所発行の「なら暮らしの便利帳」をご参照ください)

Q3 どんな費用が保護費として扶助されるのでしょうか？

A3 社会生活を営む上で必要な次の扶助です。

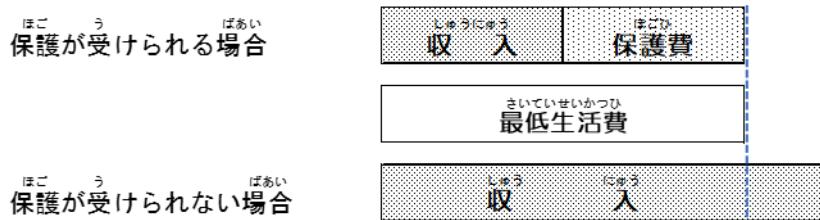
生活扶助	食費・衣料代・光熱水費・介護保険料など生活に必要な費用
住宅扶助	家賃・地代など住宅に必要な費用
教育扶助	小・中学校の学用品や給食費など義務教育を受けるのに必要な費用
介護扶助	介護サービスを受けるときの利用者負担
医療扶助	病気やけがのため医療機関で治療を受けるのに必要な費用（保険診療の範囲内です）
出産扶助	出産に必要な費用
生業扶助	自立のために仕事を始めたり仕事を習うのに必要な費用・高等学校等就学費用
葬祭扶助	葬祭にかかる費用

ほ ご う

Q4 保護を受けられるのはどういうとき？

A4 国が定める基準額よりあなたの世帯の収入が少ないときです。

くに さだ きじゅんがく せたい しゅうにゅう すく
●国によって計算された「最低生活費」と保護を受けようとする方々の世帯のすべての収入をくらべて
 しゅうにゅう さいてい せいかつひ した ばあい ふそくぶん しきゅう さいてい せいかつひ げつせいかつ
収入が最低生活費を下まわる場合にその不足分が支給されます。「最低生活費」とは、1か月生活するの
 ひつよう さいてい げんど きんがく くに さだ
に必要な最低限度の金額を国が定めているものです。
 はたら しゅうろうしゅうにゅう かた さいてい せいかつひ み ばあい せいかつ ほ ご う
働いていて、就労収入がある方でも「最低生活費」に満たない場合は、生活保護を受けることができます。



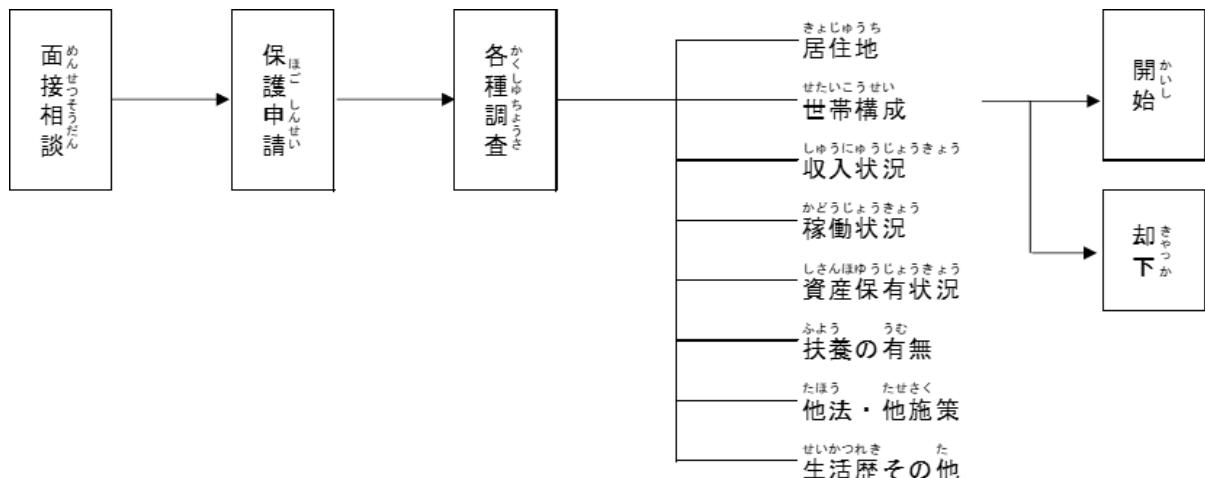
ほ ご けってい

Q5 保護はどのようにして決定されますか？

A5 調査の結果に基づいて保護が必要かどうかの決定をします。

ほ ご しんせい たんとういん か てい ほうもん ひつよう ちょう さ し さん
●保護の申請をされると、担当員がご家庭を訪問して必要な調査をさせていただきます。また資産や
 しゅうにゅう じょうきょう かんけいさき ちょう さ おこな ふ よう ぎ む しや おや きょうだい かた
収入の状況について関係先などに調査を行うとともに、あなたの扶養義務者（親・兄弟など）の方に
 えんじょ か のうせい ちょう さ せいかつじょうきょう ちよ う し さん ちよ う さ と う おこな うえ しんせい ひ げんそく か い な い ちよ う さ に ち じ よう
援助の可能性について調査をいたします。

せいかつじょうきょう ちよ う さ し さん ちよ う さ と う おこな うえ しんせい ひ げんそく か い な い ちよ う さ に ち じ よう
生活状況の調査や資産調査等を行った上で申請いただいた日から原則14日以内（調査に日時を要す
 とくべつ り ゆう ば あい さいちょう せいかつ ほ ご ひつよう き し
る特別な理由がある場合は最長30日）に生活保護が必要かどうか決めて、お知らせします。



そうだん
Q6 どこに相談すればいいのですか？

ほ ご か ちか みんせい いいん そうだん
A6 保護課または、お近くの民生委員にご相談下さい。

せいかつ こま ほ ご か ちか みんせい いいん たず びょうき こ
●生活に困つたらまず保護課または、お近くの民生委員にお尋ねください。病気などでどうしても来られな
かた でんわ て がみ れんらく ほ ご か しょくいん たく ほうもん はなし うかが こま
い方は電話や手紙でご連絡ください。保護課の職員がお宅を訪問してお話を伺います。困っているご
ほんにん み うち かた そうだん ち いき みんせい いいん し かた ほ ご
本人にかわって、身内の方が相談することもできます。地域の民生委員をお知りになりたい方は、保護課
ふくし せいさく か たず
または福祉政策課へお尋ねください。

しんせい じ じ さん
Q7 申請時に持参するものがありますか？

しんせい じ ちょう さ しん さ ひつよう しょるい し りょう ていしゅつ ねが ぱあい
A1 申請時、調査や審査に必要な書類や資料の提出をお願いする場合があります。ただし、これ
そろ ぱあい しんせい
らのものが揃えられない場合でも、申請はできます。

しんせい じ じ さん れい
●申請時に持参するもの例

- せ たい ぜんいん しゅうにゅうじょうきょう きゅうりょうめいさい ねんきん ふりこみ つう ち しょ
・世帯全員の収入 状況がわかるもの(給料明細や年金振込通知書など)
- よ ちょ きん げんきん と ち た て の せ いめい ほけん し さん じょ うき う つ ち う ち ほ けん し うけん けい やくしょ
・預貯金、現金、土地、建物、生命保険などの資産状況がわかるもの(通帳・保険証券や契約書など)
- ほんにん かくにん しょりい けんこう ほけんしょう うんてん めんきょしょう
・本人確認書類(マイナンバーカード・健康保険証や運転免許証など)
- や ちん しょるい
・家賃のわかる書類

や ちん たか せいかつ こま や ちんぶん せいかつ ほ ご ふ じょ
Q8 家賃が高いので、生活に困っています。家賃分だけ生活保護で扶助されないで
か てい じ じょう じ ぶん てんきょ あたら いえ か ひ よう
しょうか？家庭の事情で自分だけ転居したいのですが、新しく家を借りるための費用
ふ じょ
は扶助されないでしょうか？

か ぞく ひとり にゅういん い りょう ひ こま い りょう ひ せいかつ
Q9 家族の一人が入院して医療費がかさむので困っています。医療費だけ生活
ほ ご し きゅう ほ ご たいしょ
保護で支給されないでしょうか？

い りょう ひ じゅうたくひ ひ よう た がく り ゆう ほ ご たいしょ
A8・A9 医療費や住宅費だけをとりあげて、これらの費用が多額という理由だけでは、保護の対象
くに き じゅん さいてい せいかつひ しゅうにゅう ひ かく ほ ご
になりません。「A4」でおこたえしたように、国の基準による最低生活費と収入とを比較して保護は
き い りょう ひ こくみん けんこう ほ けん げんめん せい ど こう がく り よう ひ しきゅう とう かくしゅ
決まります。なお、医療費については国民健康保険の減免制度や高額療養費の支給等各種の
い りょう ひ じよせい せい ど くわ かく たんとう か たず
医療費助成制度があります。詳しくは各担当課にお尋ねください。

おと せいじん むすこ ぐ むすこ しゅうにゅう すく むすこ
Q10 夫と成人した息子と3人暮らしですが、息子の収入が少ないため、息子だけ

せいかつ ほ ご う

生活保護を受けられないでしょうか？

A8・A9・A10 生活保護制度は、原則として世帯を単位として保護を決定・実施することとなって
います。よって、世帯員の一部の人だけ生活保護を受けることは原則できません。また、医療費
や住宅費だけをとりあげて、これらの費用が多額だという理由だけでは、保護の対象になりませ
ん。

わたし みよ じぶん そうしき ちょきん て
Q11 私は身寄りもなく、自分のお葬式のための貯金には手をつけたくありません。し
かし収入はなく、とても困っています。

A11 保護を受けるためには貯金はまず、今の生活費にあてていただきます。葬祭費は生活
保護で定められた範囲で保障されています。

こう か も ほ ご う き ていど
Q12 高価な物を持っていると、保護は受けられないと聞いていますが、どの程度
だとダメなのでしょうか？

A12 定期預金や学資保険(解約返戻金50万円以上の場合)のような貯蓄的な性格の保険な
ど容易に現金化できるものは中途解約して生活費にあてていただきます。その他 宝石類など
日常生活に不要なもので、売ればお金になるものは、金額の多少に関係なく処分していただくの
が原則です。このような場合はご相談ください。

せいかつ ほ ご う こども こうこう だいがく しんがく
Q13 生活保護を受けていても子供を高校や大学に進学させることができますか？

A13 高等学校等に就学し卒業することが当該世帯の自立助長に効果的であると認められる
場合は、生活保護を受けながら高校に行くことができ、高等学校等就学費(公立高校額以内の
額)を支給します。大学に進学する場合には日本学生支援機構などの公的な就学資金の貸付け
を受けて進学することを条件として行くことはできますが、その子どもは生活保護を受けることがで
きません。大学や専門学校等へ進学した際には、進学準備給付金が支給されます。

じぶん めい ぎ いえ す ぱいきやく ほ ご う
Q14 自分名義の家に住んでいます。売却しないと保護は受けられませんか？

A14 今住んでいる家や土地が、住まいとして使うより売却した方が価値ある場合は、売却してい
ただきます。ただし、売却したら保護費を返すという条件で、当面生活保護が受けられる場合もあり
ます。65歳になると、要保護世帯向けの不動産担保型生活資金制度(リバースモーゲージ)に
変更となり、生活保護の適用から外される場合もあります。

じ どう しや ほ ゆう

ぱいきやく

Q15 自動車を保有していますが、売却しなければならないのでしょうか？

とくべつ ばあい のぞ じ どう しや ほ ゆう みと

A15 特別な場合を除いて自動車の保有は認められません。

つぎ ばあい れいがいてき ほ ゆう みと たんとう そうだん
次の場合は例外的に保有を認められることがありますので、担当ケースワーカーに相談してください。

ばあい にんい ほけん かにゅう ひつよう た じどう しや い じ ひ ほか
いずれの場合も、任意保険への加入が必要であり、その他の自動車維持費についても、他からの
えんじょ た し さく かつよう かくじつ みこ かた かぎ へんさいちゅう
援助、他施策の活用などにより確実にまかなえる見込みがある方に限られます。なお、ローン返済中の
じ どう しや ほ ゆう みと
自動車については保有を認められません。

ほ ご かいししんせい じ しつぎょう びょうき しごと ちゅうだん げつい ない しごと さいかい
1) 保護の開始申請時に失業や病気により仕事を中断しているが、おおむね6か月以内に仕事を再開
ほ ご じりつ みこ ばあい し て いき て き じ どう しや ひつよう ば あい
し、保護からの自立が見込まれる場合。

しよう かた ほ ご じゆきゆうしゃ つういん てい き て き じ どう しや ひつよう ば あい
2) 障がいがある方（保護受給者）の通院などのために定期的に自動車を必要とする場合。

しよう かた つうきん ば あい
3) 障がいのある方が通勤する場合。

こうきょうこうつうき かん りよう むずか ちいき きよじゅう かた つうきん ば あい
4) 公共交通機関の利用が難しい地域に居住する方が通勤する場合。

こうきょうこうつうき かん りよう むずか ちいき きんむさき つうきん ば あい
5) 公共交通機関の利用が難しい地域にある勤務先に通勤する場合。

しんやきんむ しごと ほか こうつうしゅだん つか ば あい
6) 深夜勤務などの仕事により、他の交通手段が使えない場合。

ほいくしょ たくじ ひつよう ほいくしょ こ そうげい しょくば む こうつうしゅだん
7) 保育所などへの託児の必要があり、保育所などへ子どもを送迎してから職場へ向かう交通手段が
じ どう しや い がい ば あい
自動車以外にない場合。

せいめいほ けん かにゅう

しんこく ひつよう

Q16 生命保険に加入していますが、申告が必要でしょうか？

せいめいほ けん しさん

しんこく

かいやく

ば あい

A16 生命保険も資産となりますので申告してください。解約を求められる場合があります。

せいじん むすこ

おさな ころ わかれ

し おく

Q17 成人した息子がいますが、幼い頃に別れたまま仕送りもしてやりませんでした。いまさら「面倒をみてくれ」とはいえません。

ば あい じつじょう おう ふ よう ちよう さ むり ふ よう もと

A17 このような場合には実情に応じて扶養調査は行いますが、無理に扶養を求めるということはありません。（基本的には、生活保護法では民法上の扶養義務者があるときは、その扶養を優先させることになっています。）

とうじしゃ ねんいじょうこうりゅう ふ よう ぎ む し ゃ かた ふ よう ち ょう さ おこな どうよう ふ よう ぎ む し ゃ
DV当事者や10年以上交流のない扶養義務者の方には、扶養調査を行いません。同様に、扶養義務者
かた ほ ご じゆきゆうちゅう せいつにゅうしょちゅう ち ょう き ゆういんちゅう せんぎょうしゅふ しゅふ さいいじょう こうれいしゃ

の 方 が 保 護 受 給 中 、 施 設 入 所 中 、 長 期 入 院 中 、 專 業 主 婦・主 夫 、 おおむね 70 歳 以 上 の 高 齡 者 で ある
ば あい ふ よう ち ょう さ おこな どうよう ふ よう ぎ む し ゃ
場 合 は 扶 養 調 査 を 行 い ま せ ん 。

ちゅうい 注意

●生活保護を実施する上で必要な指導や指示を受けたのに従わない場合は、
生活保護が受けられなくなることがあります。

●不実の申請や届出をして不正に生活保護を受けた場合は、3年以下の懲役
または100万円以下の罰金に処せられます。または、刑法の詐欺罪等で罰
せられることもあります。

●暴力団の組員である者は、急迫状況にある場合を除き、生活保護の
適用を受けることは困難です。

※急迫状況とは、生存が危うい場合その他社会通念上放置しがたいと認
められる程度に状況が切迫している場合をいいます。